

商工建設常任委員会会議録

平成20年 2月12日

場 所 第5委員会室

平成20年2月12日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 県土整備部発注工事における契約解除の状況等について
 - ・ 総合評価落札方式の試行について
 - ・ 道路特定財源について
 - ・ ホームページ「みやざき住まいの安心情報バンク」の開設について ～愛称「ゆとりネット」～
 - ・ 最近の建築確認申請件数の状況と今後の対応について

出席委員（9人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 野口 宏一

県土整備部次長（総括） 濱 砂 公 一

県土整備部次長（道路・河川・港湾担当） 山 田 康 夫

県土整備部次長（都市計画・建築担当） 江 川 雅 俊

高速道対策局長 岡 田 義 美

管理課長 持 原 道 雄

用地対策課長 小 野 健 一

部参事兼技術検査課長 児 玉 幸 二

道路建設課長 荒 川 孝 成

道路保全課長 東 康 雄

河川課長 児 玉 宏 紀

ダム対策監 小 城 文 男

砂防課長 桑 畑 則 幸

港湾課長 竹 内 広 介

空港・ポートセールス対策監 立 脇 政 利

都市計画課長 河 野 大 樹

公園下水道課長 富 高 康 夫

建築住宅課長 藤 原 憲 一

営繕課長 藤 山 登 教

高速道対策局次長 渡 邊 純 教

事務局職員出席者

総務課主任主事 児 玉 直 樹

議事課主任主事 古 谷 信 人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。本日は、前回の常任委員会で御要望のあった事項について執行部より説明を受けることで考えております。

日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本来ならば、きょうの委員会は1月23日に開会する予定でありましたが、ちょうどその日、全国都道府県議会の道路特定財源堅持の決起大会がございまして、うちの委員会で対応させていただきました。そのことで本日に延期になったわけですが、執行部の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、前回の常任委員会で説明要求のありました事項について、執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口県土整備部長 おはようございます。商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に一言御報告を申し上げます。東九州自動車道の門川一西都間につきましては、先月の時点で32カ所の補償金目的の植栽行為が確認されていたところでございます。このうち、高鍋一西都間の2カ所につきましては、収用委員会の裁決がなされ、明け渡し期限が昨年11月23日までとなっていたところ、1カ所につきましては、自主的な撤去が先月末になされたところでございます。しかしながら、残る1カ所につきましては、いまだ

樹木等の撤去がなされていない状況にあることから、起業者である西日本高速道路株式会社からの請求に基づきまして、近日中に樹木撤去等の行政代執行を実施する予定でございます。門川一西都間につきましては、西日本高速道路株式会社が、平成22年度から26年度までの順次の供用予定を公表しておりますが、県といたしましては、1年でも1日でも早く開通できますよう、今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員会を初め、県議会の皆様方のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の目次をごらんください。本日は、ごらんの項目につきまして、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 それでは、私のほうから、前回の委員会でごございました県工事を受注後に倒産した企業の経営概況等について御説明いたします。

初めに、お手元資料の1ページをお開きください。資料には、19年度に倒産等によりまして契約を解除いたしました案件を記載しております。本年度は、12月末までに23件の契約解除を行ったところであります。対象は、すべての建設工事、建設関連業務等でございますけれども、すべて対象は建設工事でございます。左のほうの整理番号11から19までの9件につきましては、右のほうの摘要欄に記載しておりますとおり、株式会社一心、三和グループの倒産に伴う解除案件でございまして、9件ございましたけれども、これが全体の約半数を占めているところでございます。それから、23件のうち、ちょっと記憶しておりませんが、11件が指名

競争入札、残り12件が一般競争入札でございます。それぞれ約半々になっております。

次に、資料の2ページの上段をごらんいただきたいと思っております。倒産により契約解除をいたしました建設業者の状況等についてであります。上から順に、会社名、本店所在地の管轄事務所、従業者数、入札参加資格におけます等級格付、倒産の時期、倒産原因等を記載いたしております。倒産時期及び倒産の原因につきましては、注意書きの1にございますとおり、信用調査機関でございます株式会社東京商工リサーチが発表している資料から引用しております。倒産原因のところでございますけれども、12社中、受注不振が5社、放漫経営が4社、連鎖倒産が2社となっております。信用調査機関では、平成19年の建設業の倒産原因を、全体的には公共工事発注量が減少していることに加えまして、平成17年・18年の台風災害復旧工事の一巡で受注環境が非常に悪化しているというふうに分析しているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、下段に倒産企業の経営データを記載いたしております。売上高などデータにつきましては、経営事項の審査結果を記載しております。各社の直近決算の数値を掲げております。表中段の自己資本でございますけれども、これは資本金に繰越剰余金や積立金等を加えたもの、次の有利子負債は利息の支払いを伴う債務でございます。御案内のように短期借入金、長期借入金等の合計でございます。下から2つ目のキャッシュフローは、各営業年度におきまして企業に留保されるキャッシュ総額をあらわすもので、税引き後の当期利益額に、損金計上はいたしますけれども、実際には外部に流出しない減価償却費を加えた上で、損金には計上されません株主配当など、

実際には外部に流出する剰余金配当額を差し引いたものでございます。また、一番下には、キャッシュフローで有利子負債を返済した場合に要する年数を参考までに記載しております。低いほどよろしいということになるかと思いません。

各社の数値を見ても、いずれの企業も決算書上、営業利益及びキャッシュフローは黒字でございます。契約時に倒産を予見することはかなり困難であります。なお、県発注工事におきましては、いずれの契約も、保険会社や金融機関等の審査を経まして、債務不履行により生じます損害金の支払い保証をつけさせておりますけれども、これらの保証会社等におきましても、倒産等予見することは避けがたい状況でございます。

それから、次のページに、条件付一般競争入札のフロー、流れを参考までに記載しております。簡単に申し上げますと、左上のほうからでございますけれども、入札参加資格を決定いたしまして、営業所の所在地でありますとか、施工実績、工事成績等を入札公告いたします。これに基づきまして各社電子入札をいたしまして、基本的には価格の低い業者が落札候補者となります。落札候補者となった企業につきましては、入札参加資格を確認いたしまして正式な落札決定となるということでございまして、その後、契約の運びになりますけれども、契約に際しまして、契約保証というようなことで、契約金額の10%を補てんするような保証契約を結んでいただくというようなことになっております。それから、あわせて、前払い金の保証制度によりまして前払い保証契約を結んでいただきまして、その後、前払い金を請求していただいて40%前払いをお支払いすると。その後、企業

によりましては、出来高、部分払いと申しておりますけれども、これを3回までの限度で支払いをします。そして、通常の手続で申しますと、工事完成、検査、引き渡し、完成払い、残りのお金をお支払いするという格好になりますけれども、途中で建設業者が倒産等をいたしますということになりますと、契約解除ということになります。契約解除いたしますと、まずは、当該工事が途中進捗しております出来高を確認いたしまして、それで打ち切り精算ということになります。出来高を建設業者のほうに支払いすると。しかし、実際問題として倒産ということでございますので、大方は法務局へ当該請負代金等につきましては供託するというようなことになります。なお、その打ち切り精算をいたしまして、残りの工事といえますか、途中での工事ということになりますと、残工事を別途一般競争入札あるいは随意契約等により発注するという手続になります。なお、途中で工事を履行できなかった業者につきましては、先ほどの契約保証によりまして10%の違約金を徴収するということになります。

このように県といたしましては、工事代金の4割を支払います前払い金制度あるいは3回まで行います出来高払いのほか、融資の担保となります工事代金の債権譲渡あるいは金融機関への代理受領制度など、建設業者の資金確保に十分配慮しているところでございますけれども、やむなく倒産ということに至った場合には、工事完成の遅延を招き、供用開始時期がおくれるなど、県民サービスの低下につながりますことから、日ごろから受注業者の信用情報の把握に努めますほか、現場管理を徹底いたしまして、倒産に至った場合には、速やかな契約解除と再発注を行いまして、工期のおくれを少しでも少

なくするように引き続き努めてまいりたいと考えております。

それから、ページをめくっていただきまして、参考までに4ページに、一般競争入札と指名競争入札のメリット、デメリットを整理しております。概略でございますけれども、御承知のとおり、建設工事につきましては、本年1月からすべて指名競争入札を廃止いたしまして、一般競争入札に移行しているところでございます。一般競争入札でございますけれども、指名競争入札と比べますと、入札手続の客観性、透明性が高く、また競争性が高まることから、経済的な価格で発注できるとともに、談合防止の効果が高いというメリットがございます。その反面、デメリットといたしまして、指名競争入札に比べましてやはり競争性が高まりますので、過当競争あるいは結果として受注が偏るということから、品質の低下でありますとか、下請業者へのしわ寄せも懸念されているところでございます。このため、本県では、入札参加資格といたしまして、地域要件を設定いたしますとともに、工事成績や同種工事の施工実績、資格と経験を有する技術者の配置等を求めておりまして、また、工事の適正な施工を確保するために、工事、監督、検査体制の強化あるいは施工監視チームによる監視等も行っているところでございます。さらに、昨年10月には、建設産業の健全な発展を図るために最低制限価格の見直しも行ったところでございます。

以上で概略説明を終わらせていただきます。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございます。昨年12月の委員会におきまして、国道448号名谷トンネルの工事請負契約の締結の議案についての説明時に、総合評価落札方式の試行についての説明することとなっておりますので、御説明

いたします。

資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の総合評価落札方式の概要についてであります。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行され、この中で主要な取り組みとして、図に示してありますように、従来の価格のみによる競争入札とは異なり、価格と技術提案等の内容を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用が掲げられております。総合評価落札方式は、工事の規模や難易度によりまして、①の大規模なトンネル等を対象とする標準型や、②の橋梁や樋門工事等を対象としております簡易型また簡易Ⅱ型、さらに、③の一般的な道路、舗装、河川工事等を対象としております特別簡易型など、4つの形式を採用しているところであります。

次に、この方式のメリットについてですが、従来の価格のみによる競争入札とは異なるため、①の価格と品質が総合的にすぐれた調達が可能となるとともに、②に記載してありますように、ダンピングの防止や不良・不適格業者の排除、さらには談合の防止につながります。③といたしまして、入札参加者に対し、工程管理や品質管理にかかわる技術的所見を求め、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献いたします。④としまして、地域内における本・支店、営業所の所在地のあり・なしなど、企業の地域社会貢献度についても評価するなど、地域の建設業者の役割についても評価しておるところであります。

次に、2の、平成19年度の総合評価落札方式の試行についてであります。昨年7月以降の予定価格4,000万以上の工事から選定しておりま

す。表に示しておりますように、これまでに標準型で試行しました名谷トンネルを含め、県土整備部で64件の試行を行っております。

次の6ページをお開きいただきたいと思っております。3の総合評価落札方式における評価項目及び配点についてであります。この表は、右上の欄に記載しておりますように、標準型、簡易型、簡易Ⅱ型、特別簡易型の評価項目と各形式の標準的な配点をまとめたものであります。

ここに記載してありますように、標準型は、下の合計の部でございますが、満点を30点としており、その評価の視点は、上段に書いてありますように、工事目的物の性能・機能の向上に関する提案を求める高度な技術力を6割の18点、企業の技術力や企業の地域社会貢献度などを評価する企業の施工能力を2割の6点、さらには、配置予定技術者等の同種工事の施工経験などを評価する配置予定技術者の能力を2割の6点の、3つに区分してあります。

また、簡易型の説明でございます。満点を20点としております。その評価の視点は、工程管理や品質管理にかかわる技術的所見を評価する施工計画を4割の8点、企業の施工能力を3割の6点、さらに配置予定技術者の能力を3割の6点の、3つの区分にしてあります。

簡易Ⅱ型は、同じように満点を20点としておりますが、施工計画を2割の4点、企業の施工能力を5割の10点、さらに配置予定技術者の能力を3割の6点の、3つに区分してあります。

また、特別簡易型は、満点を10点としており、入札参加者に対し、施工計画を求めないため、その評価の視点は、企業の施工能力を7割と配置予定技術者の能力を3割の、2つに区分しているところであります。

次に、4の総合評価落札方式における落札者

の決定方法についてであります。まず、(1)の得点の算出についてであります。配点の満点は、施工上の技術的課題が多いか少ないかなどにより、10点または20点、30点に設定いたしております。その後、入札参加者から提出された資料を評価基準に基づいて審査評価し、得点を算出いたしております。(2)の評価値の算出についてであります。入札参加資格を満足する企業に与える基礎点を、国と同様に100点といたしまして、これに(1)で算出した得点を加えて技術評価点を算出いたします。この技術評価点を入札額で割った値が評価値となります。つまり、評価値は、技術評価点の高いものほど、また入札額が低いものほど高くなることとなります。落札者の決定につきましては、(3)に記載しておりますように、入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものが落札者となります。

ここで、例でございますが、7ページをごらんいただきたいと思います。この表は、総合評価落札方式において、(1)の配点の満点が10点の場合と、下でございますが、(2)の20点の場合の落札決定の算出を記載しております。

まず、上の段でございますが、(1)の表は、ある工事において、A社、B社、C社の業者が入札に参加したと仮定して作成したものであります。配点の満点が10点の場合の算出例です。まず、各社から出された資料をもとに評価を行い、得点を算出します。これを合計したものが①の合計の欄、A社が8点、B社が5点、C社が2点となります。次に、この①に基礎点の100点を加え、②の技術評価点を算出します。③は入札額の欄でございますが、それぞれ、A社1億円、B社9,700万円、C社9,500万円の入札額であったと仮定します。その下の④の欄が評価

値で、②の技術評価点を③の入札額で割った値となります。下の欄外の米印に記載しておりますように、評価値の数値をわかりやすくするために1万倍して記載しております。この場合、評価値が、④の欄でございますが、A社が10.8、B社が10.82、C社が10.74というぐあいになります。総合評価落札方式では、評価値が最も高い者を落札者とするため、このケースでは、入札額が最も低いC社ではなく、B社が落札者ということになります。

次に、(2)の表は、(1)の算出例において配点の満点が20点の場合の算出例でございます。①の欄の合計は、配点の満点を20点としたため、各社の得点はそれぞれ、(1)の場合の2倍となります。A社が16点、B社が10点、C社が4点となります。次に、(1)の場合と同様に、この①に基礎点の100点を加えて、②の欄の技術評価点を出します。④の欄の評価値は、②の技術評価点を(1)と同じ入札額で割った値となります。この場合、評価値がA社が11.60、B社が11.34、C社が10.95となります。このため、配点の満点が20点の場合の落札者はA社となり、配点の満点が10点の場合の落札者B社と異なることとなります。したがって、総合評価落札方式は、配点の満点を高くすると、より技術力のすぐれた企業が落札することになることがおわかりかと思えます。

6ページに戻っていただきまして、最後に、5の中立かつ公正な審査評価の確保についてあります。総合評価落札方式の適用に当たりましては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査評価を行う必要があります。このようなことから、地方自治法におきまして、総合評価落札方式を行うときは、2人以上の学識経験者の意見を聞くこととされているため、宮崎県

総合評価技術委員会を設置し、意見聴取を行っております。また、手続の透明性、公平性を確保するため、評価基準や配点等についても、あらかじめ入札説明書等において明らかにしており、また、入札結果についても、各業者の入札価格、技術評価点等を公表しているところであります。

以上で、総合評価落札方式の説明を終わらせていただきます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。説明に入ります前に、先月23日に東京で開催されました道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会に、横田委員長を初め、委員の皆様にご出席いただくなど、本県の道路整備促進に向けた御支援、御協力をいただき、お礼申し上げます。

それでは、道路特定財源について御説明いたします。委員会資料の9ページをお開きください。道路特定財源につきましては、現在、国会において議論がなされておりますが、県としましては、県内の道路整備を促進するために、道路特定財源諸税の暫定税率の延長等を求める宮崎県総決起大会を開催することとしており、その概要について示しております。2月15日に、芸術劇場において、宮崎県内自治体6団体、道路利用者協議会、県内経済12団体主催によりまして、道路整備促進に向けた大会を開催いたします。また、これを受けまして、2月20日に、関係機関等へ要望を行うこととしております。

次に、10ページと11ページをごらんください。現在、国会に提出されております道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要を記載しております。平成20年度から10年間、揮発油税等の税収を道路整備に充当することや、地方道路整備臨時交付金制度の10

年間延長などが盛り込まれております。なお、本県の道路整備の状況や暫定税率の期限切れなどの影響につきまして記載しましたパンフレットを配付しておりますので、後ほど参照していただきたいと思います。今後とも、議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

道路建設課は以上でございます。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課であります。私のほうからは2件について御説明させていただきます。

委員会資料の12ページをお開きください。まず、ホームページ「みやざき住まいの安心情報バンク」、愛称「ゆとりネット」の開設について御説明いたします。

1の目的についてであります。近年、広告ですとかチラシ等により、住まいに関する情報が数多く提供されるなど、さまざまな情報がはんらんする中で、県民の皆さんはどの情報が正しいのかを判断することが難しくなっております。また、一方では、訪問点検などにより、高齢者の方々を中心に、リフォームや契約等に関する知識が乏しいことにつけ込み、不要なリフォーム工事を強要するなどの悪質なリフォーム詐欺のトラブルに巻き込まれるケースも発生しております。こうしたトラブルなどは、消費者の正しい知識や公正な情報の不足が原因として考えられ、その対策として、今般、関係団体と連携し、インターネットを活用して、公正中立な住まいに関する情報の提供を行うことにより、県民の安全で安心できる住生活を支援することを目的に、このホームページ「ゆとりネット」を開設したものであります。

次に、2の開設日等ではありますが、このホームページは、去る2月1日に開設いたしまして、提供する情報の内容としては、リフォームや耐

震診断、公営住宅の募集状況などで、92の種類、246の項目となっております。また、宮崎県建築業協会や建築設計事務所協会など約110の団体のホームページともリンクしており、利用者は各団体の持つ情報もあわせて入手することができます。

次に、3の効果であります。関係団体とのネットワーク化を図ることで、住まいに関する情報の一元化ができることや、インターネットを活用することで、県民を初め、県外の方々に対するスムーズかつタイムリーな情報の提供を初め、非常災害時の公営住宅の活用などの情報も速やかに提供することができます。また、公正で中立な情報を提供することで、消費者トラブルの未然防止が期待されるところであります。

次の13ページには、ホームページ「ゆとりネット」のトップページとその内容を掲載しておりますが、例えば左上の中古住宅の選び方をクリックしていただきますと、中古住宅を選ぶ際の注意すべき点などの情報を入手することができます。また、中ほどの新着情報には、県内の県営住宅や市町村営住宅の入居者募集に関する情報をごらんいただけるようになっております。ゆとりネットにつきましては以上でございます。

次に、委員会資料の14ページをお開きください。次に、最近の建築確認申請件数の状況と今後の対応について御説明いたします。

まず、1の建築確認申請件数の状況についてですが、昨年6月の改正建築基準法の施行以降9月までは、対前年同月比でマイナス20%前後で推移していましたが、10月以降はおおむね前年並みの水準で推移している状況にあります。15ページに建築確認申請件数の状況をグラフにして掲載しておりますが、上のグラフが確認申請件数を月ごとに、19年度を太線で、18年

度を細い線で示しております。最も落ち込みの大きかったのは7月で、18年度の472件から19年度では367件と、件数で105件、率にして約22%の減少となっております。しかし、10月以降はごらんのとおり、おおむね18年度の水準で推移している状況にあります。また、下のほうのグラフはこれを建築別に見たものでありますが、上のほうの個人住宅などの小規模な建築物を示します4号建築物につきましては、最も落ち込みの大きかったのは6月で、18年度の358件から19年度では311件と、件数で47件、率にして13%の減少となっております。また、下のほうのマンションや工場などの建築物を示します1～3号建築物につきましては、最も落ち込みが大きかったのは7月で、18年度の132件から19年度では40件と、件数で92件、率にして69%の減少となっており、7月から9月までの落ち込みを平均いたしますと約49%と、個人住宅の落ち込みを上回る状況にございまして、これらは今回の法改正の影響によるものと考えております。しかしながら、10月以降につきましては、これまでの法改正の円滑な施行に向けての説明会の開催ですとか、事前相談の実施等の取り組みによりまして、4号建築物ともどもおおむね前年並みの水準で推移している状況にあります。

なお、グラフには記載しておりませんが、本年4月から12月までの建築確認申請件数の状況を18年度の4月から12月までの同期間と比較してみますと、全国がマイナス15.1%の減少、沖縄を除きます九州7県の平均でいきますとマイナス11.1%の減少に對しまして、本県はマイナス9.8%の減少となっております。本県での影響は、全国平均に比べますと比較的小さなものとなっております。

14ページに戻っていただきまして、2の今後

の対応についてであります。(1)の改正建築基準法の円滑な施行に向けた取り組みにつきましては、ただいま御説明しました状況を踏まえまして、①に記載しておりますとおり、関係団体に対する説明会の開催や事前相談の実施、さらには、官民一体となって建築確認の円滑化のための対策を協議検討するために設置しました連絡協議会の開催等通じまして、一層の円滑化に努めてまいりたいと考えております。また、②のセーフティネット貸付につきましては、今般の建築着工件数の急激な減少を踏まえ、建築関連の中小企業者を対象に、経営基盤の強化を図るための運転資金を融資するもので、中小企業金融公庫などと連携し、説明会を開催したところではありますが、引き続き周知等に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の構造計算適合性判定機関の指定等についてであります。現在この構造計算適合性判定機関といたしまして、①にあります財団法人日本建築センター1機関のみを指定しているところですが、判定に要する期間の短縮化を図るため、②にあります2機関を新たに指定しまして、1機関を今年度中に指定することとしております。また、これまでに判定が必要とされた建築物は比較的小規模なものが多いことや、判定に係る利便性や効率性等考慮し、これらの判定業務を知事が直接行うことにつきまして、現在関係機関等と協議中でございます。協議がまとまり次第、県内での判定業務を実施してまいりたいと考えております。

こうした体制の整備などの取り組みによりまして、今後の本県におきます構造計算適合性判定につきましては、一番下のほうに示しておりますとおりの役割分担によりまして、迅速な判定を通じまして、一層の改正建築基準法の円滑

な施行に努めてまいりたいと考えております。

建築住宅課は以上であります。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さん方の質疑がありましたら、お願いします。

○坂元委員 1つだけ聞きたいんです。総合評価方式の入札のとき、例えば橋梁上部工なら橋梁上部工、そういうものを過去10年間において施工した実績があるというのがつきますね。そうすると、新規参入はできないということになりはしないかというんですが、それはどうなんですか。これは国土交通省でも農林省でもみんなそうです。過去10年間において、例えばのり面の吹きつけを施工した実績がある業者しかできないよということがあるわけですね。そうすると、新規参入はできないということになりはしないかと思うんですが、どうですか。

○児玉技術検査課長 そういった実績を参加資格で求めているわけなんです。この実績につきましては、国も同等な扱いをしております。ただ、この10年がいいかどうかというのも今議論の余地がありまして、特にこういう公共事業等が低迷している中では、こういった考え方というのは議論が今後出てくるのかなという気はしております。配置技術者等も一緒のような考え方になると思います。

○坂元委員 例えば企業はその実績がないでも、のり面ならのり面の工事をやった技術者がいるという場合はどうなんですか。技術者がいてもだめということですか。企業の実績じゃないと。

○児玉技術検査課長 技術者の実績とはまた別でございまして、その会社にそういったしっかりした技術者が配置されておれば、そういうのは当然会社の実績として上がってくると思いますけど、会社の10年間における実績という建前

からしますと、配置技術者がおれば採用になるわけですが、それがいないということであれば、当然実績にはカウントしないということになります。

○坂元委員 実は我々も悩ましいんですが、例えば、のり面保護協会ならのり面保護協会とか、アンカー、あるいはまた港湾、全部部門別にいろいろ協会がありますね。彼らはその縄張りを守ろうとする。ということは門戸を閉ざすということですよ。新規に営業とか会社の施工範囲を拡大していきたいという面からすると、今度は逆に物すごくこれは公正取引委員会みたいなものになってきて、競争阻害になるなということになるわけで、我々も痛しかゆしの陳情を受けたりするんですが、だから、その辺がどうも、総合評価というのが実はやっぱり大きな網をかけているなということをおぼろげに思わざるを得ない。なぜかというと、国土交通省がやっている、新直轄だから、当然、地元市町村が用地買収で一生懸命努力をした。けど、地元の業者は仕事はもらえないという仕組みですよ、国土交通省の総合評価方式も。つまり参入できないわけだから。そこ辺が果たしてどうなのかな。やっぱりこれは幅の広い指名競争入札と変わらないんじゃないかなという声がありますので、ひとつお含み置きを。

○横田委員長 ほかがございませんか。

○武井委員 今の坂元委員の関係で1つなんですが、こういうプロポーザルな入札になっていくということは、この点数のつけ方みたいなものが非常に重要になってくるんですが、こういったものの疑義への対応、例えばうちは何でこの点数なんだとか、例えばこの会社は何でこんないい点数がつくんだとか、そういった不満とか審査の体制というのはどういうふうになって

いるか、お聞かせください。

○児玉技術検査課長 毎年点数が、現場で工事しますと工事成績評点というのが上がってまいります。自分のところで例えば1年に、これは農政も林務もそうですが、県土整備部含めて、5件ぐらい受注したとしますと、その点数が評価されます。その点数がその会社の成績評点というような形でやっております。

○武井委員 それはわかるんですけども、ただ、今回こういうふうな形になれば、本当に入札に対してもできるかできないかとか、非常にこの点数自体がある意味、その会社の生殺与奪を握るような大変大きな意味づけになってくると思いますので、こういったプロポーザル系の入札を導入していく、また推進していくことであれば、やっぱりそれに対する苦情といいますか、例えば不服審査的な体制というのをあわせて整備をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○持原管理課長 私のほうから補足させていただきます。そこ辺の総合評価に当たっては、基準というのはすべてインターネット等でホームページ上で公表いたしておりますし、その後の結果につきましても、すべてオープンにいたしておりますので、それぞれ建設業者さんというのは基準もわかりますし、自分がどのような評価を受けたということはすべてわかるようなシステムになっております。その辺の苦情処理的なものにつきましても、我々発注機関としてその辺はオープンに受けとめると、話は聞くというようなスタンスで業務を運営しておりますので、その辺はカバーできているというふうに考えております。以上でございます。

○横田委員長 ほかがございませんか。

○蓬原委員 総合評価の6ページですが、加算

点の配点の満点、10点、20点、30点の設定というのは、入札前にもう決めてあるということですか。

○**児玉技術検査課長** これは公告する時点で加算点が何点ということで決めております。

○**蓬原委員** 後でやると恣意性が入ってくるということになりますから。

○**横田委員長** ほかがございませんか。

○**萩原委員** 3 ページ、工事発注後に契約解除した場合、3 ページの下のほうに残工事の発注とありますよね、これはどういう方法で残工事の発注はするんですか。残工事の積算の仕方。

○**持原管理課長** 例えば、工事が半分、50%の段階で倒産ということになりますと、残りの50%分を積算し直しまして新たな入札に付す。あるいは民生上著しい悪い影響があると。工事が途中で終わっておってそれが引き続き被災を受ける、あるいは災害に発展するというような可能性がある場合には、随契をするという場合もございますけれども、そういうことで改めて残りの工事を積算し直して新たな契約を締結するというところでございます。

○**萩原委員** この23件のうちに、新たに入札したときに何件入札して、この23件のうちにですね、新たに再入札したのか。そのときに、入札の業者は相当数、期待したとおり何十社も来たのか、1 物件に対して。いや、1～2 社しか来なかったとか。随契するにはそれなりの理由があって随契するんでしょうからね。新規の工事の入札のぐあいとこういう途中で残工事の入札の場合の入札状況を教えていただきたい。

○**持原管理課長** 残工事の取り扱いでございませけれども、この23件のうち、随意契約に移行したものが2 件でございます。それから、指名競争入札に移行したものが6 件でございます。

残りはずべて一般競争入札に移行したものでございます。それから、入札参加者の状況でございますけれども、概略申しますと、多いものでは46 業者、大体平均的に10 社前後という感じでしょうか、10 社から20 社ぐらいの感じでございます。

○**萩原委員** それなりに理由はあるんでしょうけど、随意契約するのが2 件、指名入札というのが6 件、それなりの地域的に、あるいはいろんな状況的にもあるんだろうと思いますけれども、この倒産したのを見ると、1 ページを見ると、同じ時期に1 社が2 件、3 件、2 件、2 件ですよね。一時、今も出回っておるんだろうと思うんですけど、積算ソフトが出回っていると。入札価格が同額でばあっと入ってきたりして、最終的にはくじで結局入札が決まったとかいうのが、今もやっぱりあるんですか。

○**持原管理課長** 建設工事につきましては、昨年10月25日から制限価格を80%から85%に引き上げまして、その際に一定の変数処理と申しますか、ランダムではないんですけども、一定の詳細な制限価格の積算というのを行いましたので、その後は、同額入札は少なくなっている状況でございます。ただ、測量設計等につきまして、積算が単純であるということもございまして、かなりの率で最低制限価格同額で入札が多発しているという状況はございます。

○**萩原委員** 予定価格の発表をやめるのはいつごろからの予定ですか。

○**持原管理課長** これにつきましては、1 月から250 万以上の案件につきまして、すべて一般競争入札に移行したばかりでございますし、あるいは、先ほど申しました最低制限価格を引き上げたのが10月25日以降でございますので、それらの状況を実証しながら、引き続き検討してま

いりたいというふうに考えております。

○蓬原委員 今に関連しますが、発注をして受注した業者が倒産した場合、その工事の割合に、どこまで進んでいるかということによって、再入札する場合、例えば7,000万のものが50%なら3,500万になりますね、そのときのランク、業者さんというのは、前のゼロからのときの業者さんのランクと、今度金額が下がりますね、でも施工能力等考えると、規模的なものを見ると、技術的なものがないとかいろいろあると思うんですが、指名もあるということでしたが、一般競争にするにしても、そのときのランクはどうなるんですか。

○持原管理課長 先ほどの指名競争入札もあるというところでちょっと補足させていただきますけれども、ここに掲げております23件というのは、契約を解除した時点が今年度ということでございまして、発注時期では、例えば1番の事案なんかは、当初の発注が18年の12月でございました。というふうに繰り越し事案も入っておりますので、その時点、時点で一般競争入札の要件がだんだん金額が下におりてきましたので、そういう面で指名競争入札で残りの工事を発注したという事例もあるということでございます。それから……。

○蓬原委員 受注額の変更によるランク外ですよ。いいですか、再入札をするわけでしょう。その進行分を引くわけだから、ランクが下がるわけじゃないですか。そうすると、Aランク、Bランク、Cランクのランク外になるんじゃないかという、そのあたりはどう配慮せられるんですかと。

○持原管理課長 基本的には、残工事の金額で判断をするというのが基本でございますけれども、それぞれ工事の中身に依じて混合入札とい

うのも今やっておりますので、上の業者さんが下のランクにおりていけるような制度も設けておりますので、そういう面で弾力的に運用している部分もございます。

○蓬原委員 もう一つ、契約の保証ですね、保証会社に10%ですか、あるわけですね。これは県が損害をこうむることはないのかという質問なんですが、例えば4割前金払いしますね。ところが仕事は10%しかしてなかったとしますね、仕事はしてなかった。保証金は10%しか入ってこない。3割分損するんじゃないかという、ちょっと詳しい仕組みが私はわからないから、この数字だけで質問なんですが、そこあたり4割払う、その進行状況がある、保証会社からはその契約の10%しか保証されない中で、県が、県としてですよ、発注元として損害をその差額の中でこうむることはないのかということ。

○持原管理課長 今の契約保証、前払い保証制度というのは、2本立てでいっております。1つは前払い保証、これは前払い保証契約を結んだ証書をいただきまして、仮にその工事が10%で頓挫したということになりますと、県は40%払っておりますので、その残りの30%につきましては、前払い保証会社から県のほうに補てんがあるというのが1つ。それと契約保証というのを付けさせております。これは従前でありまして、こういう頓挫のときには人的な保証制度ということで、長らく工事完成保証人にかわりにやっていただくというような制度になっておりましたけれども、現在では契約保証一本でございまして、仮に頓挫しますと、10%を保証会社、前払い保証会社もありますし、あるいは損害保険会社もございまして、あるいは一般的な金融機関もございまして、そういうところから10%の違約金として徴収するということ

でございます、そういう補てんで、再発注等の増加経費はございますけれども、基本的には県のほうの損害はないというのが今の状況でございます。

○横田委員長 ほかございませんか。

○坂元委員 先ほど管理課長が、ランダムではないというふうに言われました。いろいろ開札調書なんか我々送ってもらいますね。地元の発注の状況も見て、きのうの入札は81.3が最低だったのに、より利幅が多いだらうと思われる工事が次の日は84.5%だったり、うまく読む業者と読まない業者がおるわけですね。当日、鉛筆か何か転がしてパーセントを出しているのかどうかわかりませんが、あれは何であんなに違うんですかね。まあ目くらましでしょうけれども、どういう基準があってその日の最低基準のパーセントが決まるのか、ちょっと。

○持原管理課長 私のほうから概略ということ。専門的には技術検査課長がおりますけれども、工事の種別に応じて定めておるということでございます、当日にランダムにということではございませんで、工事種別でおおむね80%から85%範囲内で定めておると。例えばコンクリート工、いろんな工事種別がございますけれども、それで定めておるという状況でございます。

○坂元委員 これは裏を返せば、それがやっぱり、コンプライアンスの問題だけど、漏れる可能性はあると我々は思うわけですね。工種ごとといったって、なぜこのとき、これが84.5%で落札できるのかなと思ったり、これは何で81%ぐらいに設定したのかなというふうに疑問に思うときもあるわけですよ。ところが、とっている人はうまく、きのう80%でとったので次の日は84.5%でとったりする人もおるわけです。こ

れはどこか恣意的に情報が漏れているのかなと思わないでもないですよ。だから、我々は事後公表はいいというふうに言っているんですけども、ただ、そうなると、発注当局のコンプライアンスの問題になってくるわけですから、だから、業者も今、何であのときは落ちてあのとき落ちんかったのかなとかいろいろ言うわけですね。例えばさっき言った過去10年間にしても、11年前はしたことがあると。11年前はしたことはあるけど、こんなのは普通、業者ならだれでもできるという工事もいっぱいあるわけですね。だから、そこ辺の見直しの段階では、その辺の意見を十分参酌されたほうがいいんじゃないかと思っています。

○横田委員長 ほかございませんか。

○水間委員 建築住宅課にちょっとお尋ねをしますが、この資料をいただいております。建築基準法の改正があってから、年度別で先ほど確認申請件数の7月の落ち込みを聞きましたが、年間通してはどういう状況なのか。足せばわかるのかもしれませんが、18年度が何件、19年度が何件で、何件の落ち込みと、相対の資料はないですか。

○藤原建築住宅課長 私のほうから申し上げますと、確認申請件数につきましては、4月から12月までをとらえたときに、18年度が4,209件でございます。これに対しまして、19年度、今年度が3,849件でございます、率にしますと、先ほど申しました8.6%の減少という状況になってございます。ただ、今後1月から3月までの動向等にもよりますけれども、現在、特に構造計算等の判定等につきましては、事前相談ということで、延べで350件程度の相談を各土木事務所等で受けておりますので、このあたりが整理できますれば、今後2月、3月あるいは年度越して

かもわかりませんが、そのあたり件数として上乘せされてくるというふうに考えております。

○水間委員 今、各土木事務所に建築主事がおられると思うんですが、県内の土木事務所に配置されている建築主事はどのような状況ですか。例えて言うと、小林にはいなくなりましたね。その流れからすると、今、各出先の土木事務所を持っておられるんですが、そこに全部張りつけをするということは不可能なんですか。

○藤原建築住宅課長 基本的に、今回の法改正が基準法の厳格化と申しますか、より厳格化した審査が求められておりますので、従来ですと、11の土木事務所等にそれぞれ建築主事を配置していましたが、このうち5つの土木事務所では1名の体制ということでございまして、ダブルチェックができない体制でございました。こういったことを考慮しまして、今回から4つの土木事務所に再編をしたということで、建築主事の複数体制を確保した上で、ダブルチェック等による厳格化に取り組んでいるという状況でございます。

○水間委員 それはですね、聞くところによりますと、今、ダブルチェックをしなきゃならないので4つに再編をしたというようなことですが、じゃ、永久的に小林の土木事務所にはもう必要ないということになるんですか。

○藤原建築住宅課長 そういうことではございません。この建築主事の配置と申しますのは、当然、今後、土木事務所等の再編の状況等にもよりましようし、また一方では、各市町村が今度は直接建築確認業務を行います、いわゆる特定行政庁への移行ですとか、さらには県営住宅等の管理の状況、これには建築主事も修繕業務等でかなり協力している部分もございまして、

県営住宅の管理になりますと指定管理者制度の導入ですとか、こういった状況を踏まえながら、今後の体制等は、その時期、時期で見直していく必要があるものというふうに考えております。

○水間委員 今の言い分はわかるんですが、地元の皆さん、これは小林からの話なんですよ。県はこういうことで、建築確認に対しては迷惑かけないと言いながら、わざわざ都城まで出ていかにやいかん。こういう状況は、今、建築確認が全国的にも110万件を切るような状況の中で、家が建たない。そのことは、ひいては不景気の状況を生み出すのも、この家が建たないということも一つはあるわけで、せっかく今まであったものをこうやって引き上げる。改正建築基準法、この法の改正に伴ってこういうことになったんだけど、それに対して説明会をいろいろしながらまだ後手後手に回っているような。皆さん方には迷惑かけませんよと県は言いながら、わざわざ都城まで出て行って、あったものを引き上げ、そしてそれがまだ対応できない県の対応というんですか、そこらあたりはもうちょっと、この改正建築基準法、法が変わったことによって、住民といいますか、家を建てる人たちのため、業者の皆さんも含めてですが、そういう対応が速やかにとれるような体制。11出先があるのであれば、やっぱり申請があったものをそこで受け付け、そしてそこで許可をし、そういう体制は整えられないものなのか、もう一回お聞かせください。

○藤原建築住宅課長 出先の体制には、建築主事の人数的な課題等もございましてけれども、基本的には、兼務体制を当分の間、継続する必要があるものというふうに考えておりますけれども、ただ、県民の皆様方の住民サービスの低下を招かないように、現在、今の例でございまして

と、都城土木事務所から小林土木事務所のほうに、必要に応じて検査、審査等の業務を実施しているということでございまして、申請書そのものも、県民の皆様が小林市役所等に提出をされますと、そこから本務事務所、いわゆる都城土木事務所のほうに送付するなど、サービスの低下を招かないような体制等は今後ともとってまいりたいというふうに考えております。

○水間委員 ぜひ、そこは検討してみてください。それと、11の土木事務所、出先がなくなって、ダブルチェックできない、4つに再編をしたということですが、そこに対する建築確認申請件数、今の現状で、4つの再編されたところですか、その件数の資料があれば、建築物別に分けて資料をいただくといいと思いますけれども、どうですか。

○藤原建築住宅課長 後ほど取りまとめて提出するというところでよろしいでしょうか。

○横田委員長 後ほどというのは、すぐできますか。

○藤原建築住宅課長 ちょっと作成時間が必要かと思っておりますので、本日中にはお届けできるかと思っております。

○横田委員長 それでは、全員に配付をお願いいたします。

○水間委員 それからもう一点、この構造計算適合判定機関の指定で、今まで改正建築基準法で、いけばすべてを日本建築センターに送らなきゃならないと。申請しても2～3カ月かかって大変だという表現があったんですが、そこらあたりは、そのことを受けて今度1月、日本住宅・木材技術、日本建築総合試験所、そういうことの、何というんですか、いろんなことがあってこういう状況になったんですか、これは全国的な流れですか。

○藤原建築住宅課長 本県の場合が、指定しました適合性判定機関が1機関のみということで、本県の対象建築物がすべてそこに集中してしまうということも今回の一つの要因かなというのは考えております。したがって、窓口をまずふやすことが先決問題だろうということを考えたわけでございます。しかし、今回、全体で39件ほど適合性の判定が必要な建築物がございましたけれども、この内容を見てみますと、ほとんどが2,000平方メートル未満の小規模なものが多ということも等もございまして、こういったやつをすべて東京なりに送付して適合性を判定していただく必要があるのかどうか、そこを考慮したときに、県内でできるものであれば県内でやったことのほうが審査期間が非常に短縮化できるということで、現在、関係機関等と協議を重ねているという状況でございます。

○水間委員 知事の直接業務として関係機関と協議中ではありますが、これは日程的にタイムスケジュールとしてはどうなんですか。

○藤原建築住宅課長 今、年度内での調整が済むように、できますれば来年度早々からでもスタートできればというスケジュールで考えております。

○横田委員長 ほかがございせんか。

○蓬原委員 契約解除ですけど、1ページです。番号20番の辞退というのがあるんですね、4,400万、これはどういう理由での辞退なんですか。

○持原管理課長 この業者さんは、最終的には倒産には至っておりません。工事施工途中において運転資金がショートする懸念があるというようなことで、途中で解除の申し出があったものということでございます。したがって、県といたしましては、請負業者として誠実でな

いということで、1月の指名停止にしたところ
でございます。

○横田委員長 ほかございませんか。

○武井委員 内容でございます。具体的なところ
ではありませんので、できましたら、部長に
お願いしたいと思うんですが、特定財源の件な
んですけれども、特定財源のリーフレットが今
こういうふうに来ています。知事を先頭に宮崎
県は、特定財源の維持、この前、私たちも東京
のほうにも行きまして暫定税率の話などもして
きまして、道路の必要性ということはもう十分
論ずるまでもないところなんです、県という
のは一つの行政体でありますから、そういった
意味で、この問題というのは政治的な大きな争
点に二大政党の中でもなっていて、場合によ
っては、今回の総選挙の大きな争点にもなる
のではないかとこのところがあるんですが、そ
ういった中で、行政体としての宮崎県がこうい
う形で、特定財源が危ないというような形のリー
フレットを県の公費でつくって配布をするとい
うことは、私はちょっといささか問題がある
のではないと思うんですが、その辺について
のいわゆる政治的な部分と、行政としての、何
といいますか、一線といいますか、そのあたり
はどのように考えていらっしゃるか、お伺いし
たいと思うんですが。

○野口県土整備部長 今、パンフレットの件で
ございますけれども、我々としては、暫定税率
が県の道路整備についてどういう役目を果たし
ているかという事実につきまして、県民の皆様
多くのほうにお伝えしていきたいと思って、こ
のパンフレットを作成させていただいたとい
うことでございます。

○武井委員 ただ、「今危ない」というふうな形
で書かれているということは、逆に言うと、だ

れかが危なくしているというふうな見方になる
わけですね。そうしますと、これも普通に見れ
ば、済みません、自民党の皆さんが多い中で私
も勇気を持って言っているんですけれども、と
いうことは、それは別に今の自民党がどうだ、
民主党がどうだということではなくて、これは
県として、公共事業体である県として、やはり
非常に政治的なメッセージを送ることにもなる
のではないかと思います。ですから、内容
として、特定財源がどういう役割を果たしてい
るかとか、そういうことについて書くこととい
うのは、私もそれは県民の皆さんに内容をわか
っていただくという意味で重要だと思うんです
が、やはりこの辺というのは、行政の中立性か
ら考えますと、ちょっと私はこの辺の表現並び
に今後の対応というものについては注意をして
いただきたいと思うんですが、いかがでしょう
か。

○野口県土整備部長 今いろいろ御指摘受けま
したけれども、できるだけ我々行政の立場とし
て行動していきたいと思っています。

○武井委員 関連になるんですけれども、この
中身を見てみますと、一部の意見というところ
で、都会の一部の人が、道路はもう整備されて
いる、無駄だというようなこと。これは知事も
いろんな講演とかいろんな場でこういう発言を、
都会の人はわかっているのかと。確かに、私も
東京で働いておりましたので、そういうことを
東京の方が言っていられるというのはわから
なくはないんですが、じゃ、実際に例えばこ
ういうことを県の、もしほかの方が答えられ
るならほかの方でも結構ですが、県が県費でこ
ういうパンフレットをつくるということであれば、
例えばこれを県民の皆さんに対して具体的にア
ンケートをとるとか、じゃ、実際にこういう声

が、県民の皆さんがどう思っているのかということ、何と申しますか、公平にちゃんと聞くということをやったりする必要はあると思うんですが、そういうことがない中で、一部の意見という形で掲げてあるんですが、これはどういう根拠でこういう形で載せられたんでしょうか。

○荒川道路建設課長 このパンフレットの中の右側の一部の意見ということでございますけれども、これにつきましては、左側に書いてありますように、都会のほうにおきましては、道路整備が進んでおりまして、それにつきましては、もう道路整備は十分ではないかというふうな意見が、いろんな評論とかいろんな新聞等の対談とか、そういったもので出ております。都会の方の中でも、道路整備は物すごく必要だという方もいらっしゃるんですけども、マスコミ、新聞、対談とかそういった中でいろんな意見が出されております。そういったことでここに掲載をさせていただいております。ですから、何%とかそういうわけではございません。以上でございます。

○武井委員 わかりました。ただ、これは宮崎県の県費でつくっている県のパンフレットなので、パンフレットというかチラシなんですけど、宮崎県として県民の皆さんに対してアンケートをとるとか、そういった予定というのはありますか。

○荒川道路建設課長 県として県民の皆さんへのアンケートというのは、今のところ考えておりません。

○武井委員 わかるんですよ、道路の整備というのは十分わかるんですが、私は宮崎市でいろんなお話を、こちらが選挙区でもありますから、いろんなお話をいろんな方に聞いてみると、私、非常に懸念していますのは、やはりいろんな御

商売されている方の中には、今、物価も上がって、食べ物屋さんでも、めんから小麦からみんな上がって大変だというような状況の中で、やはり支持率が90%以上ある知事がああいう形で発言を、道路に対して発言をして、また県もこういう形でリーフレット等つくるということで、県民の中に多様な意見があるんですけども、それが非常に言いにくいような、ある意味、今、宮崎に住んでいて……、別に私は必要だと思うんですけど、道路について意見が言いにくいということが言えなくなるような雰囲気づくりというのは、私はこれはやっぱりしてはいけません。この辺はマスコミの皆さんの役割も非常に大きいと思うんですけども、そういった意味で、やはりこういった形で、道路は要らないんじゃないかとか、道路よりもこれが大事だという意見が非常に矮小化されるような、些末な意見だみたいにとらえられかねないようなチラシとかこういうものを、県が県費でつくるとするのは、非常にそういった懸念があるんですけども、そのあたりで、もう少しこういったもののつくり方とか言葉の表現とか、そのあたりは十分に配慮をしていただきたいと思います。いかがですか。

○荒川道路建設課長 今、委員のほうからおっしゃいましたように、言葉と申しますか、この表現の仕方につきましては、いろんなとらえ方があるかなとは思っております。私どもとしましては、宮崎県の道路整備というものが、当然、委員もおっしゃいますように、全国的にもおかれておるという状況でございます。そうした中で、現在の道路特定財源をめぐる状況、こういったものを県民の皆様には十分説明をしていく必要があるというふうに思っております。そういうことから、そういった説明をきちんとすると

という意味でこのパンフレットをつくったわけ
でございます。ですから、委員のおっしゃるよう
に、表現の仕方もしくは言葉、そういったもの
で、そういった趣旨と違った考えといえますか、
とらえ方というのがあるかもしれません。その
辺をちょっと反省をせにやいかんかなとは思
いますけれども、基本的には、県民の皆様にと
十分なその辺の説明をしたいということでつく
ったわけでございます。以上でございます。

○武井委員 わかりました。じゃ、くどくな
ってもいけませんので、もう一点だけ御質問
します。9ページなんですけれども、特定財源
諸税の暫定税率の延長等求める県民総決起大
会とあるんですが、これは6団体から出して
いるんですが、これに係る県の費用というの
はあったんですか。県費としてこの大会の
運営の経費。

○荒川道路建設課長 この道路特定財源の
パンフレット、こういったものについては、お
っしゃるように県費とかありますけれども、こ
この中に主催者として道路利用者協議会とい
うのがございます。こういったところからも予
算を捻出させていただいております。そのほ
か、また県費のほうも、場所を借りるとか
そういったものでは考えております。以上で
ございます。

○武井委員 大体幾らぐらいかかったかとい
うのは今わかりますか。

○荒川道路建設課長 金額につきましては、ち
よっと時間をいただきたいと思えます。

○武井委員 わかりました。今申し上げて
きましたが、金額はまた後で教えていただ
ければ結構ですが、そういった意味で、県
民の皆様にも多様な意見があります。また、
こういう形で、県というのはいくまでも、
知事は政治家ですから、知事が何を発言
するか、これは知事の政治的判断です
からいいんですけれども、やはり県

は行政体でありますから、そのあたりは重
々に配慮していただいて、若干僕はちょっ
と危険な感じがするところもありますもの
ですから、今後の資料または意見等は十分
配慮していただきますよう、部長にもあ
わせてお願いしたいと思います。以上で
す。

○横田委員長 ほかがございませんか。

○外山委員 第1点は、建築確認申請の申
請から許可までの間の地域別差というの
はあるんですか。

○藤原建築住宅課長 確認申請の手続の
流れの中の地域別の格差というのは特に
ございせん。

○外山委員 わかりました。第2点は、入
札制度改革というの是一通り終えよう
としている。この間で、入札制度改革とい
うものがよかったのか悪かったのか、か
つ反省する点があるのかなのか、こうい
った点について見解をお願いしたいとい
うことが第1点。入札制度がまだ道半ば
であるとすれば、何が今後課題として残
っているのか。もちろん平成20年度、組
織についての改革、これがまだですね。例
えば発注・審査が部に集中をしていると、
これは20年度に組織改編をするとい
うことになっていましたよね。ここだけ
が残っていると思えますが、この点につ
いてはいつするのか。この点についてお
伺いをします。

○持原管理課長 まず、入札制度改革の
課題等でございますけれども、一般競争
入札の拡大という面では、工事につ
きましては、1月から250万以上は
すべて一般競争入札と、こういう面
では一定の成果というのは上げている
のかなと思えます。ただ、測量設計業
務等でもまだ拡大していない部分も
ありますので、引き続きこれらにつ
きましては課題も抱えておると。改
善した、改善といえますか、一般競争
入札の拡大等によ

りまして、現状、工事費の予算が非常に減っているという、ひところの半分というような状況もございまして、この委員会でもいろいろ厳しい御指摘を受けておりますとおり、建設業者が非常に厳しい状況に置かれているという状況はございますので、これらはやはり一つ一つ実証を重ねながら、引き続き改善に努めていきたいというのが基本的なスタンスでございます。

それから、組織につきましては、例えば工事検査業務の一元化というのがございました。これにつきましては、4月以降、一元化する方向で所管部局において検討がされているところでございます。それから、入札監視的なものにつきましても、4月以降移管するというようなことで、それぞれ組織的な課題についても一定の整理がされておるところでございます。

○外山委員 わかりました。それで、20年に入って倒産件数はないんですか。

○持原管理課長 倒産につきましては、先ほど申しましたような商工リサーチのデータをもとに、県のほうで最終的に商工サイドで把握するという形でございますので、私ども今持っている数値といたしましては、平成19年12月末、55件という数字が最新のデータでございます。

○外山委員 このチラシの件についてお伺いをします。宮崎県の分担率は何位ですか。何%で全国何位ですか。

○横田委員長 外山委員、このチラシですか。

○外山委員 そう。

○荒川道路建設課長 大変申しわけありませんが、分担率とはどういう……。

○外山委員 分担率もわかりませんか。自動車分担率というのは専門家としてわからんですか。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○横田委員長 再開いたします。

○荒川道路建設課長 今回の御質問は、人、物を運ぶ場合に、飛行機、船、車、そういったものに対する自動車に対する分担率ということで、ちょっと手元にありませんので、調べさせていただきますと思います。

○外山委員 調べてから質問します。

○横田委員長 そのほか質疑はありませんか。それでは、暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時33分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど武井委員の質疑の中で、決起大会とかパンフレットの経費の質問がありました。その数字が出たそうですので、説明をいただきます。

○荒川道路建設課長 大会とかパンフレット等の経費でございますが、パンフ等につきましては県費でございます、33万円でございます。それから会場の使用料、大会等につきましては会場の使用料が主でございますけれども、これが、まだ精算がなっていませんけれども、30万円から40万円の間というふうになっておりました、これにつきましては、現在では道路利用者協議会というのがございますので、その辺の予算も使用するというふうになっております。これにつきましては、会場使用料等ということで看板とかそういったものを全部含めてということでございます。以上でございます。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時44分再開

○横田委員長 それでは、再開いたします。

先ほどの外山委員の質疑に対する答弁を求めます。

○荒川道路建設課長 先ほどの御質問の分担率についてでございます。まず、貨物で申し上げますと、これは宮崎県でございますけれども、宮崎県から外に出た場合、自動車の分担率が平成17年度で87%でございます。それから宮崎県に入ってくる場合、これが平成17年度で自動車の分が77%となっております。貨物ですので、トン当たりのパーセントでございます。それから、人間でございます。人間の場合の宮崎から外に出た場合、これが大変申しわけありませんが、資料が平成15年度となっております。自動車の分が91%となっております。これは宮崎から外に出る場合です。それから、外から宮崎のほうに来る場合、これが同じく自動車が91%というふうになっております。以上でございます。

○外山委員 済みません、時間をとらせました。私は、アメリカのゴア前副大統領が、今現在、地球規模での温暖化、これをまさしく、普通私たちは使ったことがありませんが、どげんかせんといかん、行政の最優先課題として取り組めというふうに言っていますよね。そういう中で、自動車分担率というのは、貨物と人を入れた場合、95～96%、これは全国1位なんです。そういう現状があります。そこで、武井委員の中でも、自動車というものが二酸化炭素を一番排出すると。ちなみに宮崎県の場合、平成17年ごろだったと思いますが、約190万トンぐらいであったのではないかなというふうな気がいたします。直近の数字では240万トンに増加しています。平成22年度の数値目標、これはたしか200万トンぐらいに抑えようと。しかし、依然として

こういうふうに宮崎県というのは増加をしている。自動車とは何ぞや、車社会とは何ぞやということをもう一回考える時期に来ていると。環境的視点で道路を見る、物流を見るというのを最大の行政課題としなければいけないと、私はそう思うんです。ちなみに道路特定財源、一部の意見とおっしゃいました。直近のアンケートでは、6割が見直せというふうになっています。何で一部なんですか。私はその件についても非常に不満です。

ですから、例えば自動車の総量を抑えると。今、ヨーロッパ、03年、ロンドンの市長、リビングストン、どういう行政施策を講じたか。ロンドン市内に入れないと。一たん入ったら1,800円の渋滞税を課す。それでCO₂が20%から40%削減できた。大量輸送機関への移動が始まった。バス、電車の利用が40%増加、電車も当然増加。韓国、奇数・偶数規制。ほとんどのところでそういったことをやっています。日本は全くしていませんよ、そういうことは。だから、やっぱり道路をつくる場合に、今の車社会ということを一貫政策、CO₂、そういったこともろもろを含めてそこに落として、道路のあり方ということを真剣に考えなければ、これは大変なことになりますよ。今から90年後、地球規模で1.5の陸上侵食をされる、そういったことも言われております。これはゴアさんが言っていますね。しかし、それは世界的な気象学者がそういうふうに言っています。1.5水位が上がった場合、宮崎県の日向灘、ほとんど水の底ぐらいになりますよ、海面上昇によって。そうしたら、ヘッドランドに300億かける。全部ペアですよ。ですから、そういう視点から道路を考えるべきではないのかと。これが私の考えです。

確かに4%、20%の進捗状況、これは今の置

かれた宮崎県の最大の行政課題でしょう。これを私は否定するつもりは毛頭ありません。しかし、環境的視点というものをここでしっかりと考えなければ大変な状況になると、私はそういうふうに思います。ですから、日常的な言葉、どげんかせんといかん、私なんかこんなもの全く使ったことがありません。それとあわせて、公害交通課、あるかどうかわかりませんが、そういうところと十分議論をして、日本の道路、宮崎県の道路、自動車、こういったものを今後どうするかという短・中・長期的視点で道路行政を考えていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思います。以上です。

○横田委員長 そのほかございませんか。

○蓬原委員 外山委員の車と環境の問題、よくわかります。これはいわゆる低炭素社会をつくるということですが、車をガソリン依存から環境対応の、例えばハイブリッドとか、あるいは別な、CO₂が還元する形のバイオエタノールとか、そちらのほうに行けばいいことで、必ずしも環境を考えるから道路をつくることを抑制しなさいという話には僕はならない。別な面での技術的な進歩、車のほうをそういうガソリンに依存しない、低炭素的な車の開発というのを今進めているわけだから、今の外山委員の意見には私は少し反論をしておきたいと思います。

○外山委員 委員会討論に抵触をしない範囲内で。

○蓬原委員 意見として私の意見をそういうことを申しておきます。

○外山委員 反論というと、委員会討論で委員長から指摘を受けます。

○蓬原委員 その「反論」については取り消します。

○外山委員 きょうかあす、穀物安定供給総決

起集会なるものが開かれる予定だと思います。バイオマス等々、例えばアメリカのトウモロコシ等々がエタノールにシフトしていくと。その結果、今まで飼料と穀物、そういったことで二分化されていたんですが、今度はエタノールのほうに穀物が流れていく。その結果、都城、西諸を中心とした畜産にどれだけの影響が生じているか、これは皆さんおわかりのとおりだというふうに思います。ですから、これが先物取引等々になって、今、世界経済というものが非常に混乱をしているということも含めて考えるべきではないのかと。環境にやさしいということも一面あるかもわかりませんが、もう一方で、その倍以上に類する影響を地球規模で与えているということも申し添えておきたいというふうに思います。以上です。

○横田委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん方お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○横田委員長 委員会を再開します。

何もないようですので、以上をもって本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時56分閉会